

平成29年第6回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

平成29年11月30日

1 受 理 番 号	請願第7号
2 受 付 年 月 日	平成29年11月15日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市柘植町4818番地の1 NPO法人 伊賀・水と緑の会 代表理事 浜田 不二子
4 請 願 の 件 名	川上ダム水利権量を可能な限り減らすことについて
5 請 願 の 要 旨	<p>伊賀市水道供給事業は、三重県企業庁から譲渡された水道施設の企業債返済と川上ダム建設負担金を合わせ230億円以上となり、伊賀市民の大きな負担となっています。</p> <p>よって以下の理由から、川上ダムの水利権は、ゆめが丘浄水場の取水量以下にすることが可能なため、川上ダム水利権量を可能な限り減らし、市民の負担を軽減してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伊賀市水道供給事業は三重県企業庁が進めてきたものですが、もとは伊賀市合併前の6市町村が、計画当初見込んでいた水需要増に対し、それぞれに持つ水源では不足するため、補助水源として企業庁に水源開発を依頼したものでした。しかし現在は、水需要は当時の予測を大きく下回り、さらに伊賀市の人口は急速に減少しつつあり、今後も水需要の増加は望めません。 2. 平成13年に近畿地方整備局が設置した淀川水系流域委員会の審議のため、淀川水系の計画中のダムに利水で参画していた各自治体は、近畿地方整備局に水需要の精査確認を依頼され、その結果、平成16年に三重県以外のすべての自治体が利水撤退を決めました。三重県企業庁は水利権量を減量しましたが、近畿地方整備局に水需要予測がまだ過大であるとの指摘を受けています。また、簡易水道の統合や取水量が減少している水源を廃止・減量するとして、当初計画より供給の対象を拡大しています。三重県は、水利権を28,750m³/秒に減量しましたが、もっと減量するべきでした。 3. 三重県は、平成20年、6市町村合併を理由に、伊賀市へ水道事業を譲渡しました。結果として、譲渡により三重県が進めた水道施設の企業債残高約130億円を引き受け、川上ダム建設負担金130億円(平成20年当時)も、伊賀市が負担することになりました。結果、本来内部留保すべき減価償却費を使い込んで支払いに当てる経営計画となりました。水道部は、このことを全員議員懇談会で説明しただけで、議決も取りませんでした。水道部の責任は重大です。また、当時の水道事業基本計画策定委員会では、このことについて報告されておられません。三重県の水源計画を踏襲し、旧6市町村の水源の廃止を進め、川上ダムの水利権量を見直さなかったのは誤りでした。 4. 岡本市長は当選した翌年の平成25年「川上ダムに関する検証・検討委員会」を設置し、伊賀市の水需要予測を見直しました。水道部は、計画水量をそれまでの約57,000m³/秒から約48,000m³/秒に減量しました。しかし「川上ダム利水を推進した方が、撤退するより費用が安い」として、川上ダム推進へ市民を誘導しました。しかし、この費用比較は、償還利息を大幅に安く見積もること、撤退した場合は全額支払わなくてよいことを隠したこと、別の水源開発費を莫大にしたことなどで、恣意的に推進の費用を安

く、撤退の費用を高く説明していました。少なくとも水利権量を減らすという選択肢はあったのに、さらに既存水源の廃止を進めたことは誤りでした。

5. 今年、旧伊賀町、旧阿山の住民を中心に「川上ダム利水を撤退し、水源を守れ」と激しい反対があったにもかかわらず、新たな水道事業基本計画は強引に策定されました。しかし、良質な地下水や溪流の水源を廃止し、川上ダムの水利権に一元化することは多くの市民が望んでいません。
- 6 現在の水道事業基本計画においても、水道施設の企業債返済と川上ダム建設負担金支払いのため、内部留保すべき減価償却費を当てることになっています。実質、水道事業は毎年10億円以上の赤字を30年以上続けることとなります。この大きな負担を軽減する唯一の方法は、水利権の減量しかありません。
7. 川上ダムの建設費は今後増大するおそれがあります。その11%が伊賀市の負担です。水利権を減らさないと、建設費負担はもっと大きくなり、市民サービス全般を圧迫することとなります

6 紹介議員	百上 真奈
7 付託委員会	産業建設常任委員会